

野田市公共施設予約システムの利用
に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和5年3月24日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第10号

野田市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する
規則

野田市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成31年野田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までの規定中「トレーニングルーム、スポーツクライミングウォール」を「スポーツクライミングウォール」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。